

令和 8 年度

# 丸亀市自家消費型太陽光発電等導入費 補助金制度

## ○令和7年度からの主な変更点・注意事項

### ○主な変更点

特になし

### ○注意事項

1. 対象者は
  - ・ 中小企業者
  - ・ 中小企業団体
  - ・ 医療法人
  - ・ 社会福祉法人・学校法人 等
2. 自家消費型太陽光発電システム  
FIT・FIP制度の適用を受けて売電する場合は補助対象外
3. 国・県との同様の補助制度の併用=可能
4. 申請者と、設備を導入する事業所の所有者が異なる場合は「6. 申請書の受付期間と提出書類」をご確認ください。
5. リース等、交付申請時点で所有権が申請者にはない場合は、補助金の交付は受けられません。
6. 行政書士または行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

## 1. 趣旨

ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギーの地産地消を目指し、中小企業者への再生可能エネルギーの導入を促進するため、自己が所有する市内の事業所に自家消費型太陽光発電システム又は蓄電システムを設置するための導入経費の一部を予算の範囲内で補助する。

## 2. 定義

### 【自家消費型太陽光発電システム】

- (1) 太陽光の再生可能エネルギー源を利用する発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項の認定に係る発電に用いるものを除く。）で当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費することを目的とするもの及びその附属設備で、未使用のものをいう。

### 【蓄電システム】

- (1) 当該発電システムと連携された蓄電設備で、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象で、未使用のものをいう。

## 3. 補助対象となる自家消費型太陽光発電等

補助金の交付対象となる自家消費型太陽光発電システム・蓄電システムの経費は、次に掲げる経費の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助の対象としない。

※すべての設備において、未使用品であることが条件です。

※リース等、交付申請時点で所有権が申請者でない場合は、補助金の交付は受けられません。

### 【自家消費型太陽光発電システム】

- (1) 発電システムを構築する機器
  - ア 太陽光電池モジュール
  - イ 架台
  - ウ 接続箱
  - エ 直流側開閉器
  - オ パワーコンディショナ
  - カ 保護装置
  - キ スマートメーター
- (2) 発電システムの設置に係る配線及び配線器具
- (3) 発電システムの設置に係る設計費及び工事費

### 【蓄電システム】

- (1) 蓄電システムを構築する機器
  - ア 蓄電池
  - イ 架台

ウ パワーコンディショナ

(2) 蓄電システムの設置に係る配線及び配線器具

(3) 蓄電システムの設置に係る設計費及び工事費

※リース等、交付申請時点で自家消費型太陽光発電システムや蓄電システムの所有権が申請者にはない場合は、補助金の交付は受けられません。

#### 4. 補助金の交付対象者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定

業務分類	中小企業基本法の定義
製造業及びその他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

イ 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定

ウ 医療法人 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定

エ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定

オ 学校法人 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定

カ その他、市長が適当と認める事業者

(2) 個人にあつては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者、法人にあつては、所在地又は主たる事務所が市内にある者

(3) 自己が所有する市内の事業所に自家消費型太陽光発電システム又は蓄電システムを設置する者

(4) 受付期間内に予約申請及び交付申請が可能なる者

(5) 市税の滞納がない者

(6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する者

## 5. 補助金額

### 【自家消費型太陽光発電システム】

太陽電池の公称最大出力 1kW あたり 5 万円（補助金上限額 50 万円）

※FIT・FIP 制度の適用を受けて売電する場合は補助対象外。

### 【蓄電システム】

定額 30 万円

※ 蓄電システムは国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備であること。

**次の①ZEH 支援事業の登録製品又は、②ZEB 実証事業の蓄電システムの基準に合致すること。**

①ZEH 支援事業（蓄電システム登録済製品一覧）

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

②新築/既存建築物の ZEB 普及促進支援事業

<https://siz-kankyou.com/2024co2-1/page-526/>

■公募要領【  [R6ZEB 普及\\_公募要領.pdf](#) 】

P13～14 参照

## 6. 申請書の受付期間と提出書類

### ① 予約申請

【自家消費型太陽光発電システム】

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 12 月 28 日(月)

【蓄電システム】

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 2 月 26 日(金)

※設置工事着工前に申請してください。

### 提出書類

- |   |
|---|
| (1) 丸亀市自家消費型太陽光発電等導入費補助金予約申請書           |
| (2) (個人の場合) 直近の所得税の確定申告書の写し             |
| (3) (法人の場合) 登記簿謄本の写し及び直近の決算書の写し         |
| (4) 設置場所付近の見取図                          |
| (5) 着工前の設置場所の写真、建物全体が写っている写真            |
| (6) (設備を導入する事業所の所有者が異なる場合) 事業実施に係る同意書等※ |

**※(6) (設備を導入する事業所の所有者が異なる場合) について**

下記アもしくはイに該当する場合は、事業実施に係る同意書等を添付すること。

ア 申請者が個人事業主の場合は、配偶者又は1親等内の血族が所有している事業所

イ 申請者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が所有している事業所  
同意書は任意様式とし、同意者（建物の所有者）の署名もしくは記名押印が必要です。

また、場合によっては、関係性を証する書類を併せて添付すること。

予約申請受付後、「丸亀市自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付予約番号通知書」をお送りします。交付申請時に予約番号が必要となりますので、保管をお願いします。

予約申請後に、申請書に記載した内容から変更される場合は「丸亀市自家消費型太陽光発電等導入計画変更承認申請書」を提出してください。

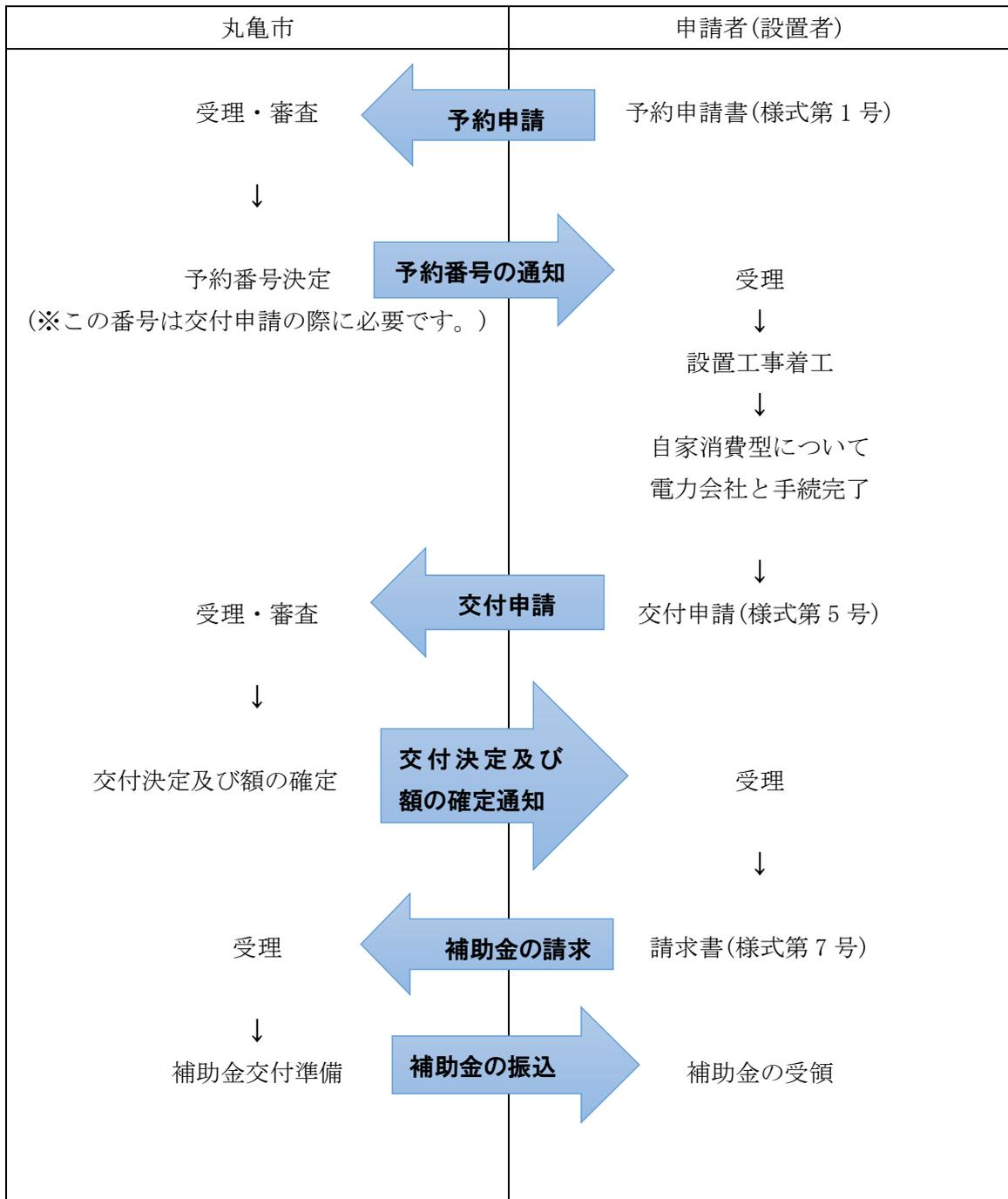
**② 交付申請 提出期限 令和9年3月31日(水)【必着】**

提出書類
(1) 丸亀市自家消費型太陽光発電等導入費補助交付申請審査票
(2) 交付申請書
(3) 発電・蓄電システム設置費に係る領収書とその内訳
(4) 発電システム等に関する電力会社との手続き完了を証する書類の写し
(5) 太陽電池モジュールに関する資料
(6) 発電・蓄電システム等の保証書
(7) 発電・蓄電システム等の設置状況を示す写真
(8) 債権者登録申出書

## 7. 補助金の請求

交付決定及び交付額確定通知書が届いたら、速やかに「丸亀市自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付請求書」をご提出ください。

## 8. 補助金交付手続きの流れ



### 《問い合わせ・申し込み先》

丸亀市 産業生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進室  
 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号  
 電話 (0877)24-8809 FAX (0877)35-8893